

全国トラック事業 グループ保険

〈災害保障特約付団体定期保険〉









ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

公益社団法人 全日本トラック協会
事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

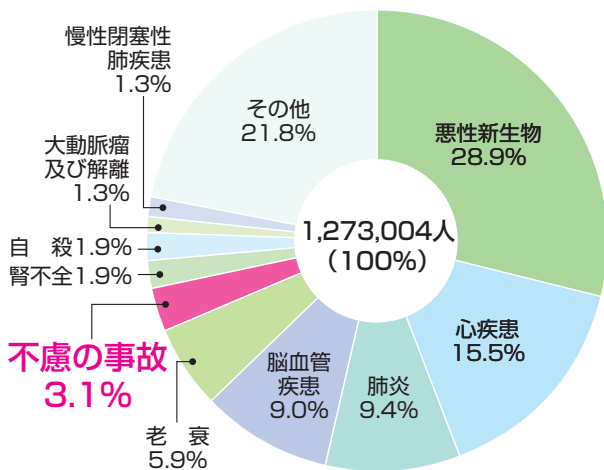
全国トラック事業グループ保険

この制度の特色

- 
1 医師による診査は必要ありません。
※健康状態について告知をしていただきます。
- 
2 保険期間は1年間で毎年更新
- 
3 掛金は全額損金(必要経費)算入
※詳しくは3ページ「税法上の取り扱い」をご覧ください。
- 
4 剰余金が生じた場合は配当金として還付
※配当金をご加入者数、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- 
5 24時間、業務中・業務外を問わず保障
- 
6 万一(死亡・高度障害)の場合のみならず、不慮の事故による身体障害、入院も保障

日本人が亡くなる原因

●死亡総数に占める死亡原因の割合

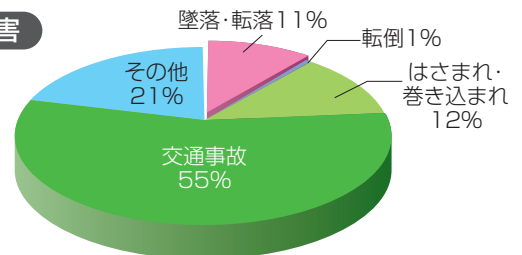


注 「不慮の事故」には交通事故を含む。
 「心疾患」は高血圧性を除く心疾患。

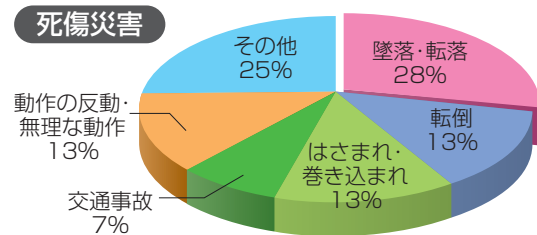
調 厚生労働省「平成26年 人口動態統計月報年計(確定数)の概況」

陸上貨物運送事業における事故の 型別労働災害発生状況(平成20年)

死亡災害



死傷災害



注)死傷者数は休業4日以上のもの。
 「労働者死傷病報告」による。

出典：厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 陸上貨物運送事業労働災害防止協会「荷役作業時の労働災害を防止しよう～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～」

平成26年度給付実績

保険金	件数	金額	給付金	件数	金額
死亡保険金または高度障害保険金	21件	58,000,000円	障害給付金	2件	1,470,000円
災害保険金	—	—	入院給付金	36件	4,908,750円

保障内容

主契約	保障内容	保険金・給付金	保険金・給付金額									
			100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
	病気による死亡・高度障害	死亡保険金または高度障害保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
	不慮の事故による死亡または所定の感染症による死亡	死亡保険金＋災害保険金	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円
	不慮の事故による高度障害	高度障害保険金＋障害給付金(別表第1級)	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円
	不慮の事故による身体障害	障害給付金(別表第2級～第6級)	49万円～7万円	98万円～14万円	147万円～21万円	196万円～28万円	245万円～35万円	294万円～42万円	343万円～49万円	392万円～56万円	441万円～63万円	490万円～70万円
	不慮の事故による入院(5日以上120日限度)	入院給付金	1日につき1,050円	1日につき2,100円	1日につき3,150円	1日につき4,200円	1日につき5,250円	1日につき6,300円	1日につき7,350円	1日につき8,400円	1日につき9,450円	1日につき10,500円

- イ. 不慮の事故とは、業務上・業務外を問わず、交通事故を含む事故（例えば荷作業中に発生した事故による骨折入院、階段等の踏みはずしによる事故入院など）が対象となります。
- ロ. 不慮の事故による、死亡・高度障害・身体障害・入院は、不慮の事故を直接の原因とし、事故の日より180日以内に該当した場合に適用されます。(注、病気による入院・身体障害は該当しません。)
- ハ. 高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に4ページに定める所定の高度障害状態に該当したときお支払いします。また、障害給付金は別表(7ページに記載)に定める状態に該当したときお支払いします。
- 二. 入院は日本国内の病院または診療所およびこれと同等と保険会社が認めた日本国外の医療施設への入院をいいます。
- 保険金・給付金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、4ページをご確認ください。

月額掛金表(概算)

(単位:円)

保険年齢	性別	主契約保険金額									
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
15～35歳 (S55.11.2～H13.11.1)	男性	290	581	872	1,163	1,454	1,744	2,035	2,326	2,617	2,908
	女性	238	476	714	953	1,191	1,429	1,668	1,906	2,144	2,383
36～40歳 (S50.11.2～S55.11.1)	男性	327	655	983	1,311	1,639	1,966	2,294	2,622	2,950	3,278
	女性	283	566	849	1,133	1,416	1,699	1,983	2,266	2,549	2,833
41～45歳 (S45.11.2～S50.11.1)	男性	380	761	1,142	1,523	1,904	2,284	2,665	3,046	3,427	3,808
	女性	310	620	930	1,241	1,551	1,861	2,172	2,482	2,792	3,103
46～50歳 (S40.11.2～S45.11.1)	男性	474	949	1,424	1,899	2,374	2,848	3,323	3,798	4,273	4,748
	女性	362	724	1,086	1,449	1,811	2,173	2,536	2,898	3,260	3,623
51～55歳 (S35.11.2～S40.11.1)	男性	621	1,243	1,865	2,487	3,109	3,730	4,352	4,974	5,596	6,218
	女性	433	866	1,299	1,733	2,166	2,599	3,033	3,466	3,899	4,333
56～60歳 (S30.11.2～S35.11.1)	男性	820	1,641	2,462	3,283	4,104	4,924	5,745	6,566	7,387	8,208
	女性	492	984	1,476	1,969	2,461	2,953	3,446	3,938	4,430	4,923
61～65歳 (S25.11.2～S30.11.1)	男性	1,117	2,235	3,353	4,471	5,589	※太線枠内は継続加入の場合の掛金です。				
	女性	612	1,224	1,836	2,449	3,061					
66～70歳 (S20.11.2～S25.11.1)	男性	1,726	3,453	5,180	6,907	8,634					
	女性	847	1,694	2,541	3,389	4,236					
71歳 (S19.11.2～S20.11.1)	男性	2,254	4,509								
	女性	1,060	2,120								
72歳 (S18.11.2～S19.11.1)	男性	2,460	4,921								
	女性	1,158	2,316								
73歳 (S17.11.2～S18.11.1)	男性	2,687	5,375								
	女性	1,270	2,540								
74歳 (S16.11.2～S17.11.1)	男性	2,944	5,889								
	女性	1,400	2,800								
75歳 (S15.11.2～S16.11.1)	男性	3,240	6,481								
	女性	1,550	3,100								

※上記掛金は、被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しております。掛金は概算掛金であり、正規掛金は申込締切後算出し、初回掛金より適用します。

※掛金には、災害保障特約の保険料(災害保険金1万円につき男性1.54円、女性1.39円)が含まれています。また、掛金には制度運営費が含まれています。

お取り扱いについて

加入資格

①公益社団法人全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会の会員事業者の役職員および各トラック協会の役職員
②日本貨物運送協同組合連合会の会員組合並びに傘下協同組合所属の組合員事業者の役職員および会員組合並びに傘下協同組合の役職員
健康で正常に勤務されている上記①②で、平成 28 年 5 月 1 日現在、14 歳 6 ヶ月超 70 歳 6 ヶ月以下（昭和 20 年 11 月 2 日～平成 13 年 11 月 1 日生まれ）の方。
70 歳 6 ヶ月を超えて引き続き加入する場合は、更新時 75 歳 6 ヶ月以下（昭和 15 年 11 月 2 日以降生まれ）の方まで継続加入できます。
一旦加入すれば、更新時に病気加療中であっても、加入資格を満たす限り、既加入保険金額または年齢ごとに定められた最高保険金額のいずれか低い金額以下の範囲内で継続することができます。

責任開始期（加入日）

平成 28 年 5 月 1 日

保険期間

毎年 5 月 1 日より翌年の 4 月 30 日までの 1 年間です。以降、1 年ごとに更新していきます。既加入者の方は**特にお申し出のない限り**自動的に更新して継続します。

中途加入の取り扱い

保険期間中の中途加入は取り扱いますが、保険期間は中途加入日から 4 月 30 日までとし、以降は毎年 5 月 1 日付で自動的に更新して継続します。

配当金

1 年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
※配当金はご加入者数、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

掛金の払込み

掛金は払込月の当月 20 日までに取扱窓口にお払いください。
※ 2 ヶ月を経過しても掛金の払込みがないときは、払込みのなかった月の 1 日に遡って保障の効力を失います。

税法上の取り扱い

●企業が従業員のために負担した掛金は、経理上全額、損金または必要経費処理ができます。（法人税基本通達 9-3-5、9-3-6 の 2、昭和 47 年所得税個別通達直審 3-7）
※平成 28 年 4 月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。
※個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

加入申込み方法と異動の処理

当団体は、下記の要領で、加入の申込みおよび保険期間中の異動処理を行います。詳細につきましては、取扱窓口または引受保険会社の担当社員にお問い合わせください。

1. 加入申込みの手続き

加入の時期
全国トラック事業グループ保険申込書兼告知書を作成し、毎月 20 日までに取扱窓口へ提出した分については翌月 1 日が加入日となります。

2. 保険期間中の異動処理

(1) 増額・減額は毎月 1 日です。
(2) 保険期間中に異動が生じたときは、全国トラック事業グループ保険申込書兼告知書に該当事項を記入し、毎月 20 日までに取扱窓口へ提出してください。21 日以降提出された分は、翌々月の異動処理とします。ただし、死亡・高度障害に関しては事由発生月の翌月 1 日付として処理します。

3. 次年度以降の既契約申込書の更新処理

既加入契約はご加入者からの申し出がない場合、自動継続として更新処理いたします。

	保険金	保障範囲
主契約	死亡保険金	保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
	高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

* 所定の高度障害状態とは、以下の状態をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

	保険金・給付金	保障範囲
災害保障特約	災害保険金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内、かつ、保険期間中に死亡した場合、または、責任開始期以後に発病した所定の感染症*を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
	障害給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内、かつ、保険期間中に <別表> 給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、災害保険金に給付割合表に定める給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。
	入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して 180 日以内、かつ、保険期間中に 5 日以上日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院した場合、1 回の入院につき 120 日分(更新前の入院日数を含む)を限度として、災害保険金額の 1,000 分の 1.5 に入院日数を乗じて得られる金額を 1 日目からお支払いします。

* 所定の感染症とは、コレラ、腸チフス、パラチフス A、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)

次のような場合には、免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申し込みの際し、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ・保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

死亡保険金・高度障害保険金について

- ① 被保険者が加入(増額)から 1 年以内に自殺したとき
- ② 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ③ 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- ④ 戦争、その他の変乱による(ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- ⑤ 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

災害保険金・障害給付金・入院給付金について

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ② 保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③ 被保険者の犯罪行為によるとき
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱による(ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- ⑨ 保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

受取人	<p>保険金・給付金の受取人は事業主です。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。</p>
被保険者の同意確認	<p>加入・増額に際しては、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容を了知し、保険加入に同意する事が必要です。申込みの際は、被保険者の記名・押印のある加入（増額）申込書兼告知書を提出いただきます。</p>
保険金等の請求	<p>死亡保険金・災害保険金の請求に際しては、遺族（労働基準法施行規則第 42 条または第 43 条に定める遺族補償を受けるべき方）の了知（請求書への記名・押印）、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の請求に際しては、被保険者の了知（請求書への記名・押印）が必要となります。</p> <p style="text-align: center;">労働基準法施行規則第 42 条、第 43 条</p> <p>第 42 条〔遺族補償を受ける者〕 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。 ② 配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。</p> <p>第 43 条〔同前〕 前条の規定に該当する者がいない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。 ② 労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。</p>
脱退	<p>当会を脱会または退職（死亡・高度障害含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。脱退された場合、保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>本保険制度の運営にあたっては、全日本トラック協会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、全日本トラック協会が保険契約を締結する引受保険会社（三井生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、全日本トラック協会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。 なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、全日本トラック協会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります、あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。</p>

〈別表〉 給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に対する給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

特に重要なお知らせ(契約概要)

- この『特に重要なお知らせ(契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、9～10ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」についてもご確認ください。

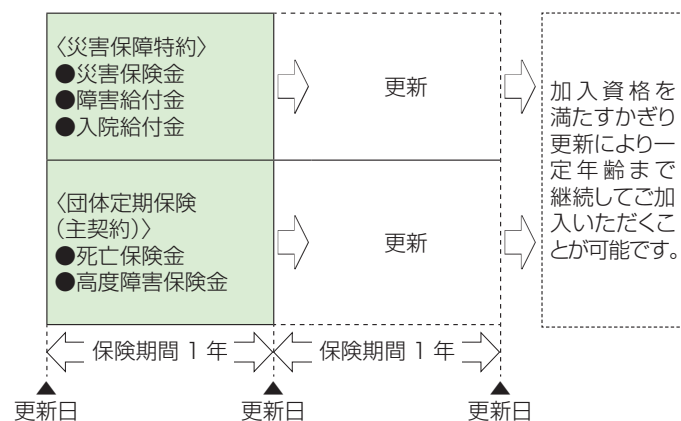
1. 商品名称

災害保障特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- 保険期間は1年間です。(中途加入の場合は、次の更新日の前日までです。)
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。
また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
- 脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金・給付金をお支払いする主な事由

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

【災害保障特約部分】

保険金・給付金をお支払いする主な事由は、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内でかつ保険期間中」に次の状態に該当した場合です。

災害保険金	死亡した場合
障害給付金	所定の身体障害の状態に該当した場合
入院給付金	5日以上治療を目的として入院した場合(120日を限度として1日目からお支払いします。)

※災害保険金については、責任開始期以後発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合もお支払い対象となります。

5. 掛金について

掛金は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。

掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。

配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

9～10ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。[事務幹事会社] 三井生命保険株式会社

本店: 〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

- この『特に重要なお知らせ(注意喚起情報)』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、8ページの「特に重要なお知らせ(契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有りのまます告知してください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた掛金については、返金されない場合があります。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた掛金については返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入(増額)日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数、加入率等)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

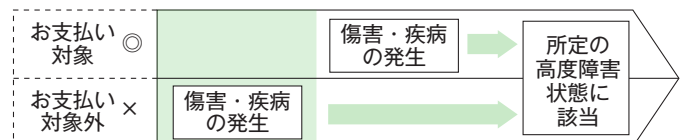
3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 保険金・給付金をお支払いできない主な事由について

- 保険金・給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
 - *加入(増額)日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - *戦争その他の変乱によるとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - *告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *高度障害保険金・災害保険金・障害給付金・入院給付金については、原因となる傷害・疾病が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

【高度障害保険金の場合】 ▼加入(増額)日



○特約の保険金・給付金については、上記に加え、以下の事由も対象となります。

- *被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- *被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

- *被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- *被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- *被保険者の犯罪行為によるとき
- *地震・噴火または津波によるとき

5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取り扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

- 保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

事務委託 日本貨物運送協同組合連合会 03-3355-2035

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

三井生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

8ページの「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

